

平成 2 2 年 6 月 2 日

平成 2 2 年第 2 回 岬町 議会 定例会

第 2 日 会議録

平成22年第2回(6月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成22年6月2日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 川 端 啓 子  | 2番 鍛 治 末 雄  | 3番 中 原 晶    |
| 5番 和 田 勝 弘  | 6番 出 口 實    | 7番 奥 野 学    |
| 8番 谷 本 貢    | 9番 反 保 多喜男  | 10番 岡 本 重 樹 |
| 11番 辻 下 文 信 | 12番 辻 下 正 純 | 13番 豊 国 秀 行 |
| 14番 小 川 日出夫 | 15番 竹 内 邦 博 |             |

欠席議員 な し

傍 聴 5 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

|                                    |                                 |
|------------------------------------|---------------------------------|
| 町 長 田 代 堯                          | 教 育 長 田 中 繁 樹                   |
| 総 務 部 長 中 口 守 可                    | 総 務 部 理 事<br>兼特命対策課担当理事 中 村 光 延 |
| 企 画 部 長 笠 間 光 弘                    | 総 括 理 事 白 井 保 二                 |
| 住 民 福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄              | 都 市 整 備 部 長 松 永 英 三             |
| 教 育 委 員 会 事 務 局<br>教 育 次 長 古 谷 清   | 企 画 部 理 事<br>兼人権推進課長 谷 下 泰 久    |
| 住 民 福 祉 部 理 事<br>兼子育て支援課長 南 康 明    | 住 民 福 祉 部 理 事<br>兼保険年金課長 岡 本 茂  |
| 都 市 整 備 部 理 事 入 口 博 行              | 都 市 整 備 部<br>上下水道担当理事 末 原 光 喜   |
| 会 計 管 理 者 兼 理 事 淵 原 義 仁            | 総 務 部 総 務 課 長 中 田 道 徳           |
| 総 務 部 危 機 管 理 監<br>兼危機管理課長 亀 崎 義 夫 | 総 務 部 財 政 課 長 四 至 本 直 秀         |

企画部秘書人事課長 保井太郎

○本会の書記は次のとおりであります。

議会議務局長 辻下一博

議会議務局副理事 大山鐵男

---

議事日程

- |      |        |  |
|------|--------|--|
| 日程1  | 議案第33号 | 専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町一般会計補正予算（第9次））            |
| 日程2  | 議案第34号 | 専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））       |
| 日程3  | 議案第35号 | 専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2次））    |
| 日程4  | 議案第36号 | 専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次））      |
| 日程5  | 議案第37号 | 専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1次）） |
| 日程6  | 議案第38号 | 平成22年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件                        |
| 日程7  | 議案第39号 | 平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件                  |
| 日程8  | 議案第40号 | 平成22年度岬町老人保健特別会計補正予算（第1次）の件                    |
| 日程9  | 議案第41号 | 平成22年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）の件                   |
| 日程10 | 議案第42号 | 平成22年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第1次）の件                   |
| 日程11 | 議案第43号 | 平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件                  |
| 日程12 | 議案第44号 | 平成22年度岬町水道事業会計補正予算（第1次）の件                      |
| 日程13 | 議案第45号 | 新たに生じた土地の確認の件                                  |
| 日程14 | 議案第46号 | 町の区域の変更の件                                      |
| 日程15 | 議案第47号 | 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件     |
| 日程16 | 議案第48号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件                       |

|      |        |                            |
|------|--------|----------------------------|
| 日程17 | 議案第49号 | 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件     |
| 日程18 | 議案第50号 | 岬町保育の実施に関する条例の一部を改正する件     |
| 日程19 | 議案第51号 | 岬町国民健康保険条例の一部を改正する件        |
| 日程20 | 議案第52号 | 監査委員の選任について同意を求める件         |
| 日程21 | 諮問第1号  | 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件    |
| 日程22 | 諮問第2号  | 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件    |
| 日程23 | 諮問第3号  | 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件    |
| 日程24 | 諮問第4号  | 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件    |
| 日程25 | 報告第1号  | 平成21年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件 |

(午前10時00分 開会)

○岡本重樹議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第2回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は14名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○岡本重樹議長 日程1、議案第33号「専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町一般会計補正予算（第9次））」について議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程1、議案第33号、専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町一般会計補正予算（第9次））につきましてご説明いたします。

平成21年度一般会計決算見込みにおきまして、大阪府市町村振興補助金等特定財源の確定に伴う財源更正及び地方債借入額の決定による地方債限度額の変更等に係る補正予算を調製いたしまして、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成22年3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

補正予算の内容の説明をさせていただく前に、平成21年度一般会計の決算見込みにつきましてご説明させていただきます。

我が国の経済は、昨年世界的な経済不況から、政府が実施した数次の経済対策や新興国向けの輸出等に支えられ、大企業を中心に景況感は改善されているものの、一方では中小・零細企業を中心に依然として厳しい状況が続いており、加えて、デフレの原因である需給ギャップの解消にはなお時間を要すると言われております。

長引く経済不況などの影響を受け、本町の財政は引き続き厳しい状況にあることから、平成21年度におきましても厳しい財政運営となりましたが、大阪府市町村振興補助金などの特定財源を確保するとともに、超過税率に係る増収効果に加え、岬町集中改革プランに基づく行財政改革への取り組みを進めた結果、実質収支は昨年度並みの2,000万円程度となる見通しで

ございます。また、剰余金につきましては、今後の財政運営に資するために財政調整基金に積み立てを行うことを予定しております。

このように、平成21年度につきましては、大阪府振興補助金、特別地方交付税とともに昨年度から増額がなされるなど、好材料が重なった結果となっております。しかし、町財政は依然として厳しい財政運営を余儀なくされることが予想されており、今後とも行財政改革を積極的に推進していくことが急務ということになっております。

決算の詳細につきましては、決算認定に係る議案上程時に改めてご報告させていただきます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。

平成21年度一般会計補正予算（第9次）につきましては、特定財源の確保に伴う財源更正及び歳出不用額の調整に加えて、今後の財政運営に資するために財政調整基金等への積み立てを行う内容となっております。

議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億226万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億6,707万2,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては12ページから19ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

町税につきましては、決算見込みを踏まえまして2,202万円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、個人所得割2,000万円を増額計上する一方、法人均等割35万円、法人税割265万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税につきましては、交付決定に伴いまして、合計で5,055万6,000円を増額計上いたしております。

3ページをご参照願います。

使用料及び手数料につきましては、第二阪和国道建設発生土の受け入れに伴う町有地使用料106万円を増額計上いたしております。

国庫支出金につきましては、交付決定に伴いまして1,238万7,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、女性のがん検診推進事業補助金301万8,000円を減額計上するほか、国の経済対策に伴い、既に予算化しております地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金に

ついて、交付決定額の変更に伴い、これを調整するとともに、それぞれ充当事業費の精査を行ったものでございます。

府支出金につきましては、交付決定に伴い、5,262万3,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、大阪府市町村振興補助金が合計で5,350万円を増額計上する一方、震災対策推進事業補助金71万3,000円を減額計上するものでございます。

財産収入につきましては、基金預金利子43万4,000円及び株式会社ジェイコムウエスト利益配当金3万5,000円をそれぞれ増額計上するものでございます。

寄附金につきましては、個人や団体からいただいた岬ゆめ・みらい寄附金243万1,000円を増額計上いたしております。

4ページをご参照願います。

繰入金につきましては、1億9,634万4,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、本補正予算の財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金2億5,954万円を減額計上する一方、公共施設整備基金繰入金6,487万1,000円を増額計上するものでございます。

諸収入につきましては、1億5,273万2,000円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、ホームページ広告掲載料111万5,000円、多目的広場盛土整備負担金1億5,214万9,000円をそれぞれ増額計上いたしております。

町債につきましては、借入額の決定に伴い、2,910万円を増額計上いたしております。主な内容といたしましては、集会所整備事業債4,860万円を減額計上する一方、小学校整備事業債9,980万円を増額計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。5ページをご参照願います。なお、詳細につきましては20ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、第二阪和国道建設発生土の受け入れのための使用料収入のうち、財産区会計分といたしまして、多奈川財産区特別会計繰出金32万4,000円を増額計上いたしております。

民生費につきましては、補正予算額はゼロとなっておりますが、府支出金の交付決定に伴いまして、一般財源との財源更正を行うものでございます。

衛生費につきましては、2,031万1,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、女性のがん検診推進事業といたしまして、子宮がん検診委託料、乳がん検診委託料合わせて301万8,000円、リサイクル施設建設事業といたしまして、監理業務委

託料、建設工事合わせまして1,679万7,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

農林水産業費につきましては、大阪府土地改良事業特別賦課金222万6,000円、漁業集落排水事業特別会計繰出金163万5,000円、合わせまして386万1,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

商工費につきましては、淡輪海水浴場開設使用料の不用額27万5,000円を減額計上いたしております。

土木費につきましては、9,034万4,000円を減額計上いたしております。主な内容として、河川水路改修事業に係る設計業務委託料及び改修工事合わせて7,824万円、下水道事業特別会計繰出金684万5,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

6ページをご参照願います。

消防費につきましては、阪南岬消防組合負担金の精算に伴いまして、1,151万6,000円を減額計上するものでございます。

教育費につきましては、学校ICT環境整備事業に係る不用額調整として、小学校、中学校合わせて5万1,000円を減額計上いたしております。

災害復旧費につきましては、河川災害復旧事業に係る事務費及び工事費合わせて1,101万6,000円を減額計上いたしております。

公債費につきましては、地方債元金償還金2,099万6,000円、地方債利子償還金427万9,000円をそれぞれ減額計上するもので、合計2,527万5,000円を減額計上するものでございます。

諸支出金につきましては、2億6,458万5,000円を増額計上いたしております。主な内容として、決算上の歳計剰余金を今後の財政運営に資するために財政調整基金に、また、歳入予算で計上いたしております多目的広場盛土整備負担金を公共施設整備基金に積み立てるほか、基金預金利子を各種基金にそれぞれ積み立てを行うものでございます。

続きまして、7ページ、8ページをご参照願います。第2表地方債補正をごらんください。

地方債借入額の決定に伴いまして、漁港整備事業ほか7事業につきまして、それぞれ限度額の変更及び廃止を行うものでございます。なお起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ごらんのとおりとなっております。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。



ます。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 何点かあるうちの1点目、20ページの社会福祉について、府からの助成金で健康ふれあいセンター費2,790万円補助してくれるようで、まことにありがたい話であります。これはいつからしてくれるようになったのか、今後もずっとこの助成をさせていただけるのか、この2点を答弁願います。

次に、21ページの保健事業費の子宮がん検診と乳がん検診について、いつも質問していることですが、年々申込者も多くなっていると思うんですが、年間で何名くらい来ていただいているのか、それと300万円が減額されていますが、この300万円について何名ぐらいの方の分が残っているのか、その2点をお聞きしたいと思います。

次に、同じ21ページで林業水産業費総務費の漁業集落排水事業で、これは小島の事業でもう終わっていると思うんですが、この減額の163万5,000円について何に使っているのか。維持費だとは思いますが、この点についてお聞きしたいと思います。

次に、22ページの土木費で、桜の会・平成の通り抜きの52万7,000円減額となっておりますが、これは入札で余ったものか、この理由をお願いします。

次に、23ページの都市計画総務費で、下水道事業特別会計繰出金、これは下水道に年間幾らぐらいの助成をしているのかということをお聞きしておきます。

次に、消防総務費の阪南岬消防組合負担金で、年間3億円ほど要るところ1,100万円程度減額とありますが、この件について、なぜ減額になったのかということをお聞きいたします。

次に、24ページの公債費で、先日の当初予算では12億何ぼの公債費となっていたんですが、今回15億7,896万5,000円と3億円ほど多くなっているのはどういうことなのか、その点一つお願いいたします。

最後にもう1点、河川災害復旧費で、この災害のときは担当課の皆さん本当にご苦労さんでした。この災害の工事請負費1,050万円の減額ですけど、これは国に認めてもらえなかったのか、または入札のぐあいで減額になったものか、この点1点お聞きします。

以上、8点の回答よろしく申し上げます。

○岡本重樹議長 8点について、総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 和田議員の質問で総務部関係から、まずお答えさせていただきたいと思っております。

まずピアッツァの関係ですけれども、大阪府振興補助金においては、先ほど説明させていただいたように、前年度よりやや増額されて今年度も振興補助金が確定したところでございますが、ピアッツァに関しては、18年度から大阪府振興補助金をいただいているところでございます。

現在の振興補助金の制度でございますが、このピアッツァに限らず、大阪府として振興補助金の制度の見直しを行っているところで、本日ですけれども、府庁のほうで改正内容についての説明会を持っているところでございまして、その辺の詳細が決まれば、また機会を見つけて報告させていただきたいというように考えています。

次に、質問の中で阪南岬消防組合負担金の減額1,151万6,000円の内容でございます。主な事業として、補助工作車及び化学消防ポンプ車の落札減によるもの、そして職員の人件費と給与改正による減額及び勤務状況による減額がございまして、その他災害の減少による必要経費の減額等がございまして、トータル岬町の負担割合である1,151万6,000円の減額があったということでございます。

若干の詳細の数字を申しますと、補助工作車及び化学消防ポンプ自動車入札減においては1,024万5,000円、期末手当においては1,111万3,000円、勤勉手当においては426万8,000円という状況の数字をもって、今回の減額ということでございます。

もう1点、公債費の関係で、平成21年度の債務におきましては、中学校グラウンドの借換債3億3,975万円が含まれております。全体で和田議員も言われたように約15億7,000万円程度の公債費となっております。

この起債は平成11年に5億1,095万円を償還期間20年、据え置き2年で発行許可を受けたものでございますが、市中銀行で起債を発行した場合、利率の変動などの影響で20年にわたる貸し付けが受けられず、一たん10年区切ることとなり、残り10年分の残債分も合わせまして償還する必要があるとございます。ついては、あと10年目を返す財源を起債として確保します。すなわち、借換債を発行しまして、一たん返すための財源を確保し償還した後、その借りかえた起債については残期間で償還することとなります。この借りかえ分については歳入歳出でそれぞれ計上されるため、ご質問の約12億円に上乗せされた額が予算上にあらわれているところでございます。

以上です。

○岡本重樹議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 和田議員の2点目のがん検診の受診状況についてご報告をさせていただきます。

このがん検診につきましては、岬町においても、ある一定の年齢以上の女性の方を対象に従来から子宮がん検診、乳がん検診について自己負担をとりながら実施をしてきたわけですが、平成21年度に国のほうがある特定の年齢階層の女性に対しての検診費用を無料とするクーポン券をそれぞれ配布して、そのクーポン券による受診、検診については費用が要らないという制度をつくりました。

例えば子宮がん検診につきましては、5歳刻みですけれども、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の方がこの無料クーポン券の対象となる。乳がん検診につきましては40歳から60歳まで、これも5歳刻みのその年齢の方を対象として、無料クーポン券を各世帯個別に配布をして受診勧奨を行ってきたところであります。

この無料クーポン券の受診率ですけれども、子宮がん検診につきましては、対象者が519人で受診数が97人、受診率18.7%であります。それから、乳がん検診のほうは675人が対象者数で受診数が195人、28.9%の受診率でありました。

それから、これは5歳刻みの受診状況ですけれども、それ以外の年齢の方も自己負担を一定支払いながら受診をされておまして、その方々も含めた受診数でいきますと、子宮がん検診は対象者数6,590人中、受診者数は先ほどの無料クーポン券97人を含めまして241人、受診率は12.1%であります。それから同様に乳がん検診につきましても、5,294人中、受診数は461人ということで、13.7%の受診率になっております。

以上です。

○岡本重樹議長 上下水道担当理事、末原光喜君。

○末原上下水道担当理事 和田議員ご質問の21ページの小島の漁業集落排水に係るご質問でございますが、この件につきましては、漁業集落排水の専決処分を行っておりますので、後ほど詳しく説明させていただきますが、先ほど質問の供用開始については、21年3月31日に供用開始しております。今回の補正に当たる分につきましては、維持管理に係る分の金額が確定いたしましたので、減額調整させていただきました。

それと、23ページの下水道事業特別会計でございますが、これにつきましても下水道の特別会計につきまして専決処分をさせていただきますので、そのあたり、また詳しく説明させていただきますが、一般会計からの繰入金については約3億円が予定されておりました。この一般会計からの繰入金につきましては、現在、町が進めております下水道整備の面整備に係る工事費、また維持管理、マンホールポンプの整備や維持に係る費用、また、今まで下水道の面整備を行うために行ってきた起債償還に係る額が多額に及んでおります。そのうち国庫補助並びに

町債、または使用料で賄えない部分について、一般会計のほうから補てんをしていただいております状況でございます。

次に、24ページの河川災害の落札減の話なんですけれども、この災害復旧工事につきましては、実施に伴って事業量及び工法検討が行われまして、その精査の部分と落札減によるものがございます。

ちなみに国庫採択については3件ということで以前ご報告させていただいております。その他の部分については単独債ということで、町のほうで工事を行いました。落札率については最低80.27%、平均88%という状況でございます。

以上でございます。

○岡本重樹議長 次に、都市整備部長、松永英三君。

○松永都市整備部長 和田議員ご質問の8点目でございますが、22ページ、桜の会・平成の通り抜け管理委託料の52万7,000円の減額分でございますが、これにつきましては、平成20年度に桜の会・平成の通り抜け実行委員会から寄附を受けて植栽をいたしました300本の桜がございますが、これに関する水やりや草刈り、施肥等の維持管理料でございます。

維持管理の契約額が47万2,000円でございますが、減額、落札減の52万7,000円を減額させていただくものでございます。

○岡本重樹議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 この保健事業費のがん検診でございますが、PRはかなりしていると思うんですけどもちょっと低いなと思いますので、できるだけがん検診に来ていただけるように、良い方法で働き掛けていただきたいと、そのようにお願いしておきます。

○岡本重樹議長 要望ですか。

○和田勝弘議員 はい、要望です。

○岡本重樹議長 ほかに質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 1点目は、先ほど和田議員が質問されたがん検診のことです。

これは和田議員がもう質問もされ、また数値についても詳細に示されたところですので、質問は控えたいと思いますけれども、和田議員同様の要望でありまして、せっかくの機会であったので、受診率の向上に何とかつなげられたらなど。もちろん担当部局もそのように考えておられたところだと思いますけれども、なかなかこういう機会はありませんので、今後またこういう機会がありましたら、今回以上の努力で受診率を上げるという努力をしていただきたいと

ご要望申し上げておきたいと思います。

それから質問は、地域活性化の関連で臨時交付金等が3種類ぐらい減額されているものもあれば、増額のものもあるんですけども、15ページから16ページにわたっての部分で、さまざまな事業においてこの交付金を使っての事業について示されているわけでありますが、この内容について少し詳細にお示しをいただきたいと思います。

といいますのは、従前から申し上げてきたとおり、この地域活性化何たらかんたら交付金というものにつきましては、地域経済を活性化させるというのが一つの大きな目標であるということで、国も地方に対して交付をするという決定がされていたわけでありますので、先ほどの説明の中で交付額の変更があったということや事業内容の精査を行ったということが語られておりましたので、その内容について少しご説明をいただきたいと思います。

以上、1点です。

○岡本重樹議長 総務部財政課長、四至本直秀君。

○四至本総務部財政課長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これにつきましては、当初予算額が1億1,044万3,000円というものになっておりましたものが23万3,000円減額されまして1億1,021万円になっています。この事業につきましては、今回9月の補正でみさき公園のエレベーターのほうに充当するものと小学校のICT、それと中学校のICTのほうに充てておるといふものでございます。

この中で、この3月専決におきましては、事業を精査した中で、エレベーターについては183万4,000円の減額、それと、小学校ICTにつきましては161万5,000円の増額、中学校については1万4,000円の減額という形となっております。

続きまして、地域活性化・公共投資臨時交付金、これにつきましては、当初7,372万8,000円の交付額という形で予算を決めていたわけなんですけれども、減額が1,298万4,000円という形になっております。

これにつきましては12月の補正で計上したわけなんですけれども、その後、事業等を精査した中で、まず深日漁港棧橋整備事業というものがございます。これについて、この専決で4万5,000円を増額しました。

それと次に小学校の耐震化がありますけれども、これにつきましては、この3月の専決で1,663万3,000円を減額しております。それともう一つは、学校のアンテナの整備事業を行っております。デジタル化に対する対応ということなんですけれども、これについては1

万3, 000円の増額という形になっております。

それと、もう一つこの中には、小学校部分につきまして安全・安心な交付金というものがこの中に含まれております。この二つをもって国庫支出金という形で今回予算化しているわけなんですけれども、この中におきましても、学校耐震化についてはマイナス783万4, 000円の減額をしております。そういう形でこの事業に充てているという形のものでございます。

それで、専決内容としまして、その辺のすべてを充てた分に関しまして、小学校の耐震化等々、専決内容としまして国庫支出金で2, 449万7, 000円の減額という形になっております。それとあと、これにつきまして補正予算という形で国のほうは予算化されておりますので、補正予算債というのを後で発行することができるようになっております。それにつきましては、今回9, 980万円の増額の起債を発行して、この財源として充てるというものになっております。

もう一つ、先ほど言われましたきめ細かな臨時交付金、これにつきましては、3月補正で計上させていただいたわけなんですけれども、当初し尿処理場の槽の改修という形で830万2, 000円を計上しております。もう一つは、一般道路とか、それと橋梁の改修という形で4, 098万5, 000円を当初充当しておりましたけれども、それもトータル合わせて4, 928万7, 000円という形で国庫の歳入見込み額というようになっておりましたが、それが増額されまして、950万8, 000円が今回増額されたという形になっておまして、トータルで5, 879万5, 000円の増という形のを今回し尿処理施設と道路、橋梁のほうに割り振っていったという形のものでございます。

以上でございます。

○岡本重樹議長 中原議員、どうですか。よろしいですか。

○中原 晶議員 はい。

○岡本重樹議長 他に質疑ございませんか。

川端啓子君。

○川端啓子議員 先ほどの関連して女性のがん検診のことなんですけれども、今お聞きしていたら、無料クーポンの受信率が子宮頸がん18.7%かな、乳がん28.9%と言われて、本当にせっかくの無料クーポンがこれだけの低い数字ということで、もったいないなと思ってお聞きしていたんですけれども、また今年度、22年度も1歳ずれて実施されるわけなんですけれども、何とかせっかくの無料ですので、やはり対象になる方が全員100%受けてくれたら一番いいんですけれども、なかなかこの前回の数字から見ても厳しいけれども、何とか受診率をア

ップするということとどのように周知というのか、どのように手を打っていかれるのかということをお聞きしたいということと、続いて、17ページのゆめ・みらい寄附金のことで、本当にすごいなと思ってこれを見てたんですけども、当初の50万円からプラス243万1,000円で合計約300万円近い寄附金があったということで、それぞれ個人的にも皆さん本当に社会状況厳しい中で、これだけ奇特な方がいらっしゃるんやなと思って感心して見てたんですけども、せっかくの奇特な方々を、中にはこそっと寄附したいと思って自分の名前を伏せてほしいという方もいらっしゃるやろうけれども、やっぱりできるだけこういう方を顕彰して、そしてまた、ほかの住民さんにもこういうことを意識してもらわなあかんのと違うのかなと思うことと、それとあと、この寄附金をやはりどういうように活用できているのかなということもまた皆さんに知らせていかなあかんの違うかなと思いますけど、その辺はどのようにされるのか、お尋ねします。

○岡本重樹議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 川端議員のご質問にお答えしたいと思います。

私たちが実際に業務に携わってみて、このパーセンテージというのが無料ですから受診をしてくださいという一般的な呼びかけではなくて、クーポン券を各戸に個人あてに通知をした上で数値だということについて、どういうことなのかなという疑問はあります。

ただ、先ほど言いました無料クーポン券の受診率、子宮がん検診の18.7%というのは、確かに泉南以南では最下位の率になっています。20%達していないのは岬町だけです。その一方で、乳がん検診の28.9%という3割近い受診率になっているのは泉南以南ではありません。岬町がトップになっています。そういうアンバランスもあると思います。

いろいろ考えたんですけども、例えば岬町の場合は岬町内に産婦人科の医院がないというそういうデメリットがありまして、それを何とか打開しようということで、21年度については集団検診も岬町で通常の年よりも1回ふやしましたし、それから個別の病院でも受けられる検診について、それまでは3院だったのを10院に増加しました。これは子宮がん検診です。それから、乳がん検診でも集団検診が今まで6回だったのを10回にふやし、それから個別検診は各病院ではなかったんですけども、ちょっと遠いんですけども、泉佐野や貝塚の病院を新たに契約をしてやった結果であります。

当事者に対しての配布でこの受診率ということですから、あとどういう方法があるのかなということで、今現実にやっているのが、そうしたら周囲の人から声をかけてもらおうということで、既にNPO団体でピンクリボンというがん受診率の向上を目指す団体があります。これは

毎年10月から11月にかけて、りんくうのほうで泉州ブロック全体を集めたそういうイベント等を行って普及啓発の一翼を担っておられるNPO団体ですけれども、そのNPOピンクリボンの代表の方に既に2回ほど岬町に来ていただいて、淡輪区長会、それともう一つの団体の会議の場で、このがん検診の重要性や普及啓発を皆さん方の口から周囲の人に届けてほしいというそういうPR事業も行ってきております。そういう形で周囲から攻めるという方法と、それと今回も無料クーポン券、22年度も引き続き年度1年繰り上がって実施するわけですけれども、その中身について文章上の表現ということと、あともう1回督促ができるかということ、はがき等の費用についてはちょっと難しいですけれども、何らかの督促ができるようなそういうような工夫も直接本人に対してやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○岡本重樹議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 ゆめ・みらい基金のことでお聞きいただきましたので、お答えしたいと思います。

非常に最初の年から比べますと、2年目、3年目に当たって非常にPRが行き届きまして、たくさんの方が寄附していただいています。大口の方もおられますし、昨年はちょうど定額給付もございました。その場合、定額給付を申請に来られて、その申請はしますけれども、その分をゆめ・みらい基金に寄附しようかというような方もございまして、本当にたくさん集まりました。

また、マリIFESTIVALのほうも実行委員会、岬町のほうでやらせていただいています。それで寄附をいただいたりしているわけでございますけれども、皆さんに礼状を贈らせていただき、品物というのは余り贈っていないんですけれども、大口の場合は岬町をPRするようなDVDを贈ったり、それから、ちょっと古くなっておりますけれども岬町の広報の冊子を贈ったりそういうことで感謝を差し上げているところです。

それから、マリIFESTIVALの寄附につきましては岬だよりのほうに掲載させていただきまして、その感謝の意を表しているところでございますので、今後も、ことしもマリIFESTIVALもございまして、継続的にゆめ・みらい寄附金をしていただく方が大分出てきていますので、本当にありがたいというふうに思っています。

以上でございます。

○岡本重樹議長 質疑、他にございませんか。

○川端啓子議員 寄附金をどういうふうに活用しているのかということについてお願いします。

○笠間企画部長 活用の方法でございますけれども、きょうはちょっとポスティングさせていただ



きましたけれども、夏のビーチバレー等々もございますし、これからマリンフェスティバルを中心にいろんな団体、ビーチサッカーのほうも岬町で行われております。そういうところへ、その寄附金も使って活用しているということでございます。

以上です。

○岡本重樹議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 1点だけお聞きします。

22ページ、河川水路維持費の設計業務委託料606万円の減額と、その下の河川水路改修事業7、218万円減額になっていますが、この詳細について説明をお願いいたします。

○岡本重樹議長 都市整備部上下水道担当理事、末原光喜君。

○末原都市整備部上下水道担当理事 22ページの河川水路維持費の設計委託料の減額及び河川水路改修事業費の減額の件でございますが、12月補正で男鹿谷水路の設計委託料並びに工事費ということで計上させていただきましたが、この22年4月22日に土地明け渡し請求事件の訴状が送達されました。それに応訴するために中迫弁護士に依頼する旨、4月27日に報告させていただきました。その結果、昨年度計上させていただきました設計委託料及び河川水路事業費については全額を減額し、この裁判の進捗を見て、また予算計上させていただきたいと考えております。

以上です。

○岡本重樹議長 よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 討論なしと認めます。

これより議案第33号「専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町一般会計補正予算（第9次））」の件を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○岡本重樹議長 満場一致であります。

よって、議案第33号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

○岡本重樹議長 次に、日程2、議案第34号「専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、松永英三君。

○松永都市整備部長 日程2、議案第34号、専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））の件につきましてご説明いたします。

平成21年度岬町下水道事業特別会計決算見込みにおきまして、国庫補助金等特定財源の確定に伴う財源更正及び地方債借入額の決定による地方債限度額等の変更に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,850万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,732万7,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。まず、歳入予算につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては5ページから7ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金につきましては、下水道事業特別会計の財源調整により一般会計繰入金684万5,000円を減額計上いたしております。

次に、町債につきましては、地方債同意額の決定に伴い、5,820万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、流域下水道債100万円、公共下水道事業債5,710万円、下水道事業借換債10万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、国庫支出金につきましては、交付決定に伴い、830万円を減額計上いたしております。

次に、諸収入につきましては、第二阪和国道工事関連公共下水道復旧事業補償金の確定に伴い、89万6,000円を計上いたしております。

次に、使用料及び手数料につきましては、決算見込みに伴い、下水道使用料605万7,000円を減額計上いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては5ページ並びに8ページから9ページに記載しておりますので、あわせてご参照願

います。

総務費につきましては、964万4,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、第二阪和国道工事に伴う既設公共下水道管復旧事業費の確定により公共下水道工事386万円、補助金及び負担金の決定に伴い、排水設備改造補助金215万円並びに大阪府流域下水道事業維持管理負担金300万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、事業費につきましては、6,656万2,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、負担金の決定に伴い、流域下水道事業負担金135万円、交付決定に伴う事業費の確定及び落札減額により、公共下水道工事2,960万円並びに工事支障物件移設補償費2,920万円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、公債費につきましては、230万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、不用額調整により地方債利子償還金120万円、一時借入金利子110万円を減額計上するものでございます。

4ページをご参照願います。第2表地方債補正をごらんください。

地方債同意額の決定に伴い、下水道事業の起債限度額1億6,960万円を1億1,150万円に、下水道事業借換債1億4,940万円を1億4,930万円に変更を行うものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

竹内邦博君。

○竹内邦博議員 1点だけお聞きしたいと思っております。

8ページの公共下水道事業費の工事請負費の2,960万円減額なんですけれども、入札という話が今あったので、入札率はどれぐらいですか、お願いします。

○岡本重樹議長 都市整備部上下水道担当理事、末原光喜君。

○末原都市整備部上下水道担当理事 竹内議員ご質問の工事請負費の請負率の件でございます。

今回の工事につきましては、最低落札率が66.5%ということで落札しております。

以上でございます。

○岡本重樹議長 竹内議員、よろしいですか。

○竹内邦博議員 ありがとうございます。

○岡本重樹議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 討論なしと認めます。

これより議案第34号「専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第3次））」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○岡本重樹議長 満場一致であります。

よって、議案第34号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

○岡本重樹議長 次に、日程3、議案第35号「専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、松永英三君。

○松永都市整備部長 日程3、議案第35号、専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2次））の件につきましてご説明いたします。

平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算見込みにおきまして、排水処理施設使用料及び排水処理施設分担金の収入見込み等に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会の招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ280万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,095万9,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。まず、歳入予算につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては3ページ、4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金につきましては、漁業集落排水事業特別会計の財源調整により一般会計繰入金163万

5, 000円を減額計上いたしております。

次に、使用料及び手数料につきましては、収入見込みにより排水処理施設使用料現年度分42万円を減額計上いたしております。

次に、分担金及び負担金につきましても、収入見込みにより排水処理施設分担金現年度分75万円を減額計上いたしております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。2ページ下の欄をご参照願います。なお、詳細につきましては3ページ並びに5ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、260万5,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、不用額調整により光熱水費115万円、処理施設汚泥搬出業務委託料40万円、補助金の決定に伴い、排水設備改造補助金58万5,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

次に、公債費につきましては20万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、不用額調整により地方債利子償還金20万円を減額計上するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 1点だけお聞きします。

使用料が85万円という数字が上がっておりますけれど、実際これを接続されている件数が小島地区で何件あるのかわかりませんが、その件数と接続件数をお願いします。

○岡本重樹議長 都市整備部上下水道担当理事、末原光喜君。

○末原都市整備部上下水道担当理事 奥野議員質問の接続率の件ですが、現在、小島の接続率、3月末現在で全体件数142件に対しまして接続は62件ということで、43.66%という率になっております。

以上でございます。

○岡本重樹議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 まだ50%の半分には至っていないわけで、町として、これからの普及に対するPR等のお考えをお示してください。

○岡本重樹議長 都市整備部上下水道担当理事、末原光喜君。

○末原都市整備部上下水道担当理事 接続率の件なんですけれども、小島につきましては今40数%ということで説明させていただきました。これは21年3月31日に供用開始され約1年が経過しているという状況で、公共下水道の普及の率に比べると、割合3年で補助金も設定しております関係上まずまずの成果と考えておりますが、現在、小島地区については区長並びに関係者と協議して早期に接続率を高めるよう協議しております。

以上でございます。

○岡本重樹議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 討論なしと認めます。

これより議案第35号「専決処分の承認を求める件(平成21年度岬町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2次))」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○岡本重樹議長 満場一致であります。

よって、議案第35号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

○岡本重樹議長 お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。休憩時間は10分間、11時20分から再開します。

(午前11時09分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○岡本重樹議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程4、議案第36号「専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次）」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程4、議案第36号、専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次））につきましてご説明いたします。

平成21年度多奈川財産区特別会計決算見込みにおきまして、多奈川地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金の確定に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

議案書1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,049万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。第1表歳入歳出予算補正をごらんください。まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

財産収入といたしまして、高圧線取替工事に係る多奈川東畑地内の土地貸付収入80万円を計上いたしております。

繰入金といたしまして、121万6,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、本会計の繰出金を財源に一般会計で実施いたしました平野水路改修事業の不用額といたしまして、多奈川地区財産区基金繰入金154万円を減額計上するとともに、第二阪和国道建設発生土の受け入れに伴い一般会計で収入した使用料収入のうち、財産区会計受入分といたしまして一般会計繰入金32万4,000円を増額計上するものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては5ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

諸支出金といたしまして、41万6,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、歳入予算で計上いたしております土地貸付収入のうち40万8,000円及び一般会計繰入金相当額32万4,000円、合計73万2,000円を歳出予算の多奈川地区財産区基金積立金として計上するものでございます。同様に、歳入予算で計上いたしております土地貸付収入のうち39万2,000円及び多奈川地区財産区基金繰入金相当額154万円の減額、合計114万8,000円を一般会計繰出金として減額計上するものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 討論なしと認めます。

これより議案第36号「専決処分の承認を求める件（平成21年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第3次））」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○岡本重樹議長 満場一致であります。

よって、議案第36号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

○岡本重樹議長 次に、日程5、議案第37号「専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部理事兼人権推進課長、谷下泰久君。

○谷下企画部理事兼人権推進課長 日程5、議案第37号、専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1次））につきましてご説明いたします。

平成21年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算見込みにおいて生じた歳入不足額を平成22年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入により補てんするため、前年度繰上充用金に係る補正予算を調製し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年5月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ413万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額



を歳入歳出それぞれ1,292万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきまして説明いたします。2ページ第1表をご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、諸収入として貸付元利収入に413万7,000円を、歳出におきましては、前年度繰上充用金に413万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 討論なしと認めます。

これより議案第37号「専決処分の承認を求める件（平成22年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1次））」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○岡本重樹議長 満場一致であります。

よって、議案第37号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

○岡本重樹議長 日程6、議案第38号「平成22年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程6、議案第38号、平成22年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件につきまして概要をご説明いたします。

今日の厳しい経済情勢を受けまして、本町の財政は引き続き極めて厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては、緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,424万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,824万1,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

使用料及び手数料といたしまして、第二阪和国道建設発生土の受け入れに伴う町有地使用料2,233万4,000円を計上いたしております。

府支出金につきましては、722万5,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、今日の雇用失業情勢に対応するため大阪府で造成した基金を活用する緊急雇用創出事業交付金306万5,000円、地域の子育て支援事業に充当するため大阪府で造成した基金を活用する子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）360万円となっております。

繰入金につきましては、382万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、本補正予算の必要な財源を賄うための財政調整基金繰入金287万5,000円、集会所の修繕経費に充当するための淡輪財産区特別会計繰入金82万6,000円となっております。

諸収入につきましては、消防団員の退職に伴う報償金85万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページ、4ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

総務費につきましては、1,118万9,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、第2次岬町集中改革プランの策定に伴い、新たに設置を予定しております行財政改革懇談会に要する経費66万1,000円、第二阪和国道建設発生土の受け入れのための使用料収入のうち財産区会計分といたしまして、多奈川財産区特別会計繰出金689万6,000円、緊急雇用創出事業交付金を活用して実施する人材育成委託料306万5,000円となっております。

民生費につきましては、895万4,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、健康ふれあいセンター給湯用加圧ポンプ・浴室天井等修繕料111万3,000円、児童福祉施設費のうち子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）を活用して実施する安心子ども基金特別対策事業といたしまして、児童遊園等活用計画策定委託料、庁用器具費など合わせまして360万円、来年4月に休所中の多奈川保育所を再開させるための準備経費といたしまして、清掃業務委託料、保育所改修工事、庁用器具費など合わせまして459万9,

000円を計上いたしております。

農林水産業費につきましては、臨時職員賃金56万円を計上いたしております。

土木費につきましては、下水道事業特別会計繰出金210万円を計上いたしております。

消防費につきましては、消防団員の退職に伴う退職報償金123万4,000円を計上いたしております。

教育費につきましては、各小学校に配置する自動体外式除細動器、AEDでございますが、AEDの賃借料9万9,000円、淡輪幼稚園の倉庫建てかえに係る工事費126万円、合わせて135万9,000円を計上いたしております。

諸支出金につきましては、第二阪和国道建設土の受け入れに伴うための使用料収入のうち、多奈川地区多目的公園管理基金積立金といたしまして884万5,000円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教、事業、厚生各常任委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成22年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業各常任委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

---

○岡本重樹議長 次に、日程7、議案第39号「平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 日程7、議案第39号、平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件についてご説明いたします。

今回の補正予算は、国民健康保険法の政令改正に伴い、5月の臨時議会で非自発的失業者の保険料算定基礎を前年給与所得の3割とみなす旨の岬町国民健康保険条例の改正を行ったところでありまして、この保険料軽減の措置に対応するため7月からの本算定でシステム改修をする必要が生じたことにより、補正を行うものであります。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億369万5,000円とするものであります。

次に、歳入歳出予算の概要についてご説明いたします。2ページをお開きください。なお、詳細につきましては3ページ、4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

まず、歳入補正予算としまして、国庫支出金、国庫補助金210万円を増額補正するものであります。内容といたしましては、非自発的失業者の保険料軽減措置に対応するためのシステム改修経費に充当する特別調整交付金であります。

歳出としましては、総務費、総務管理費で保険料軽減措置のための国保システム改修委託料をその内容として210万円を増額補正するものであります。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成22年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○岡本重樹議長 日程8、議案第40号「平成22年度岬町老人保健特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 日程8、議案第40号、平成22年度岬町老人保健特別会計補正予算(第1次)の件につきましてご説明いたします。

本補正予算の概要といたしましては、平成21年度の決算に伴い、老人保健特別会計において精算のための償還金が発生し、それぞれの負担割合に応じて交付金、負担金等の精算を行う必要が生じたことに伴う補正予算であります。

議案書の1ページをご参照ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156万8,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。なお、歳入歳出詳細につきましては3ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入としましては、支払基金交付金、審査支払手数料の前年度精算分として1,000円、繰越金、前年度繰越金として29万7,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、諸支出金として前年度精算に伴う償還金合計27万4,000円と、繰出金、一般会計繰出金として2万4,000円、合計29万8,000円を計上いたしており

ます。

なお、償還金の内訳としましては、支払基金交付金への返還金で15万5,000円、国庫負担金の返還金で9万5,000円、大阪府の負担金返還金として2万4,000円となっております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成22年度岬町老人保健特別会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○岡本重樹議長 次に、日程9、議案第41号「平成22年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、松永英三君。

○松永都市整備部長 日程9、議案第41号、平成22年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件についてご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、第二阪和国道工事に伴う望海坂地区での既設公共下水道管復旧工事に係る実施主体が浪速国道事務所との協議により本町から浪速国道事務所に変更されたことによるものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,655万1,000円とするものでございます。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページと5ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

繰入金といたしまして、第二阪和国道関連工事の実施主体が岬町から浪速国道事務所に変更されたことによる財源調整により、一般会計繰入金210万円を計上いたしております。

町債につきましては、繰入金と同様に、実施主体の変更により公共下水道事業債890万円を減額計上いたしております。

諸収入につきましても同様に、第二阪和国道関連工事の実施主体が変更されたことにより、第二阪和国道関連工事関連公共下水道復旧事業補償金5,520万円を減額計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページと6ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

事業費につきましては、歳入と同様に第二阪和国道関連工事の実施主体が変更されたことにより、公共下水道工事6,460万円を減額計上し、第二阪和国道工事関連既設下水道管復旧工事負担金として減耗分260万円を計上いたしております。

次に、3ページをご参照願います。

地方債補正につきましては、同様に第二阪和国道関連工事の実施主体が変更されたことに伴う公共下水道事業の減額により、限度額を補正前2億1,750万円を補正後2億860万円とするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましてはごらんとおりとなっております。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

和田勝弘君。

○和田勝弘議員 事業委員会に入っていないので、1点お聞きしたいんですが、浪速国道事務所に變更されて、そこに6,200万円減額されているんですが、この場所については望海坂となっていますが、パイプの数と長さだけ回答願います。

○岡本重樹議長 都市整備部上下水道担当理事、末原光喜君。

○末原都市整備部上下水道担当理事 和田議員のご質問の工事延長の件でございますが、下水道につきましては雨水管と汚水管がございます。最終的に国が実施することになっております予定は、雨水管といたしましては1メートル60センチのボックスカルバートについては30メートル、汚水管φ200については53.2メートル、汚水管φ250ミリにつきましては39メートルを予定しております。

以上でございます。

○岡本重樹議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今聞いていますと、1本の管でなしに3本ということですか。

○岡本重樹議長 都市整備部上下水道担当理事、末原光喜君。

○末原都市整備部上下水道担当理事 和田議員お示しのとおり、雨水管1本と汚水管2本、合計3本でございます。

以上です。

○岡本重樹議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております平成22年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。



よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

---

○岡本重樹議長 次に、日程10、議案第42号「平成22年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程10、議案第42号、平成22年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第1次）の件につきまして概要をご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,217万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金82万6,000円を計上し、歳出におきましては、淡輪4区集会所及び岬公園（淡輪12区）集会所の修繕料に係る経費を用途として、一般会計に繰出金として82万6,000円を計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会へ付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○岡本重樹議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成22年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第1次）の件

については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○岡本重樹議長 次に、日程11、議案第43号「平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程11、議案第43号、平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件につきまして概要をご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ709万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,261万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

財産収入といたしまして、関西電力株式会社の高圧線取替工事に係る土地貸付収入20万円を計上いたしております。

繰入金といたしまして、第二阪和国道建設発生土の受け入れのため一般会計で収入する使用料収入のうち、財産区会計分といたしまして一般会計繰入金689万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

諸支出金といたしまして、709万6,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、歳入予算で計上いたしております一般会計繰入金相当額689万6,000円を多奈川地区財産区基金積立金として計上するとともに、同様に、歳入予算で計上いたしております土地貸付収入のうち9万8,000円を一般会計繰出金として計上するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議

の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会へ付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成22年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○岡本重樹議長 次に、日程12、議案第44号「平成22年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部上下水道担当理事、末原光喜君。

○末原都市整備部上下水道担当理事 日程12、議案第44号、平成22年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件についてご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、第二阪和国道工事に伴う既設水道管復旧工事に係る実施主体が本町から浪速国道事務所に変更されたことによるものでございます。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。まず、資本的収入予算の概要につきましてご説明させていただきます。なお、詳細につきましては3ページ、4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

第2条の上段の表をご参照ください。

収入の資本的収入予算の総額から1億3,960万円を減額し、資本的収入予算の総額を6,329万9,000円とするものです。

まず、企業債といたしまして、第二阪和国道工事に伴う既設水道管復旧工事に係る実施主体が本町から浪速国道事務所に変更されたことにより、企業債2,370万円を減額計上いたしております。

雑収益につきましては、企業債と同様に実施主体の変更により補償金1億1,590万円を減額計上いたしております。

次に、資本的支出予算の概要についてご説明いたします。第2条の下段の表を参照願います。なお、詳細につきましては3ページ、4ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

支出の資本的支出予算の総額から1億3,680万円を減額し、資本的支出予算の総額を2億4,836万5,000円とするものです。

建設改良費につきましては、収入と同様で実施主体が変更されたことにより、水道工事費1億3,960万円を減額計上し、第二阪和国道工事関連水道復旧事業負担金として減耗分280万円を計上するものです。

次に、企業債の借入限度額の補正でございます。同じく1ページの第3条の表をご参照ください。

企業債の借入限度額の補正につきましては、実施主体変更に伴う企業債の既決限度額を2,370万円を減額し、補正後400万円とするものです。

次に、第4条の重要な資産の取得及び処分補正について1億3,680万円を減額するもので、2条の資本的支出の建設改良費の減額に伴うものです。

以上が補正予算の概要でございます。

本件は、事業委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会へ付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成22年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

---

○岡本重樹議長 お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は13時でございます。

(午後 0時02分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○岡本重樹議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

日程13、議案第45号「新たに生じた土地の確認の件」及び日程14、議案第46号「町の区域の変更の件」の2件については一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、本2件については一括議題にすることに決定しました。

本2件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、松永英三君。

○松永都市整備部長 日程13、議案第45号、新たに生じた土地の確認の件についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、小島漁港改修事業に係る公有水面埋め立てに関する工事の竣工認可の通知がありましたので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、この土地を確認するため議会の議決を求めるものでございます。

場所につきましては、泉南郡岬町多奈川小島730番から泉南郡岬町多奈川小島730番の1に至る地先公有水面でございます。

位置については裏面の地図をご参照ください。

面積につきましては177.59平方メートルでございます。

続きまして、日程14、議案第46号、町の区域の変更の件についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、大阪府の公有水面埋め立てにより、泉南郡岬町多奈川小島730番から泉南郡岬町多奈川小島730番の1に至る地先に新たに生じた土地を岬町多奈川小島区域に編入するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

場所につきましては、泉南郡岬町多奈川小島730番から泉南郡岬町多奈川小島730番の1に至る地先でございます。

位置につきましては裏面の地図をご参照ください。

面積につきましては177.59平方メートルでございます。

本2件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本2件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております新たに生じた土地の確認の件及び町の区域の変更の件の2件については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、本2件については事業委員会に付託することに決定しました。

---

○岡本重樹議長 日程15、議案第47号「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程15、議案第47号、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明いたします。

提案理由は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(平成21年法律第65号)並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第93号)による地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の一部改正に伴い、関係条例に所要の改正を行うものでございます。

お手元の新旧対照表をごらんください。

最初に、職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。

第2条(育児休業をすることができない職員)の改正でございます。

第2条第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削るものです。これは、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず職員は育児休業をすることができることとする改正などでございます。

次に、第2条の2を新設するもので、育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間を定めるものでございます。育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は57日間とするもので、この57日間の意味は産休の期間でございまして、産休後に育児休暇を取得できるものでございます。

次に、第3条（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）でございます。

第1号は、条例第5条を改正することに伴う規定の整理です。

次のページをごらんください。

第3号は、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後、三月以上経過した場合に再度の育児休業ができることとする改正です。

第4号は、文言を整理するものです。

次に、第5条（育児休業の承認の取消事由）でございます。

第5条各号列記以外の部分中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条にある各号を削るものです。これは、職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも育児休業の取り消し事由には当たらないこととするための改正です。

次に、第8条（部分休業をすることができない職員）でございます。

第8条各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削るものです。これは、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず職員は部分休業をすることができることとする改正です。

次のページをごらんください。

第9条（部分休業）でございますが、これは法改正による引用規定を整理するものです。

次に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

第8条の2（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）でございます。

第8条の2中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次条第2項において同じ。）」を削るものです。これは、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず職員は育児のための早出遅出勤務をさせるものの改正と読みかえ、規定の整理でございます。

次のページをごらんください。

第8条の3（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）の改正でございます。

第1項の次に、「任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項においても同じ。）をさせてはならな



い。」という規定を追加するものです。

第3項と第4項及び第5項は、第2項の新設による文言の整理及び引用規定等の整理でございます。

以上が職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会へ付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○岡本重樹議長 次に、日程16、議案第48号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程16、議案第48号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

につきましてご説明いたします。

提案理由は、労働基準法の一部を改正する法律（平成20年法律第89号）の施行に伴い、関係条例に所要の改正を行うものであります。

最初に概要の説明を行わせていただきます。

労働基準法の改正は、長時間労働を抑制し、職員の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的として、この4月1日から施行されております。主な改正の内容は、1カ月60時間を超える時間外勤務については法定割増賃金率が100分の25から100分の50となり、25%引き上げております。また、時間外勤務代休時間が新設されました。これは、1カ月に60時間を超える時間外勤務で生じた25%分の割増賃金の支払いにかえて有給の休暇を付与することができるものでございます。

これらについては既に昨年の11月の臨時議会で条例改正を行っておりますが、割り振り変更について規定するものでございます。割り振り変更とは、勤務を要しない日を土曜日、日曜日の週休日に割り振っている中で土曜日や日曜日に勤務が生じた場合には、別の日に代休取得する場合を意味します。今回の改正は、土曜、日曜などの週休日に勤務をして代休取得する場合の割り振り変更前の勤務時間の規定を設けて対応するためのものでございます。

次に、条例改正条文について説明いたします。お手元の新旧対照表をごらんください。

最初に、第17条第4項です。

これは時間外勤務手当の規定でございまして、1カ月60時間を超える時間外勤務について定めるものです。

第17条第4項中、新の条例の文の中に「及び割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）」を加え、「第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。」に改め、次に1号と2号を加えます。

第1号は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、第2号は、割り振り変更前の勤務時間を超えてした勤務100分の50と改正します。

これにより、週休日に勤務し代休を取得した場合で1週間勤務時間である38時間45分を超えた時間も、月60時間の算定の対象になるものとします。また、第2号の100分の50の規定は、週休日の振りかえを行った場合での時間外勤務手当についても、月60時間を超える

時間外勤務となる場合については25%の引き上げの必要があることから、100分の25から100分の50に引き上げる旨の改正でございます。

次に、第17条第5項の改正です。

これは、時間外勤務代休時間を定めるものでございます。この代休を職員が選択する場合には、1カ月に60時間を超える時間外勤務で生じた割り増し賃金の支給を要しないものです。

第17条第5項中、新の条例では「、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。」に改めるものです。

次のページをごらんください。同項に次の2号を加えるものでございます。

第1号は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する町長が定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合。第2号は、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務100分の50から第3項の規則で定める割合を減じた割合でございます。

これにより、1カ月に60時間を超える時間外勤務で生じた割り増し賃金の支払いにかえて、有給の休暇（時間外勤務代休時間）を付与することができるように対応するものでございます。

施行期日は4月1日から施行するものでございます。

これらの改正により、時間外勤務手当の支給について、同一週を超える週休日（土曜日、日曜日）の振りかえを行った結果、新たに週休日に勤務時間を割り振られた週においては、週の勤務時間38時間45分を超えた部分について時間外勤務手当を支給することになりますので、この時間外勤務手当についても月60時間を超える時間外勤務となる場合については25%の引き上げの必要があることから、今回、月60時間を超える部分について、100分の25から100分の50に引き上げる等の改正でございます。

以上が一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会へ付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○岡本重樹議長 次に、日程17、議案第49号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程17、議案第49号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明いたします。

提案理由は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成22年法律第15号)の施行に伴い、関係条例に所要の改正を行うものでございます。

最初に制度の説明をさせていただきます。

職員が短期間で退職した場合、退職手当の金額が雇用保険法の失業保険の額に比べて少額であり、かつ失業している場合では、差額分について公共職業安定所を通じて支給される制度がございます。このようなケースはほとんど発生することはありませんが、この制度を失業者の退職手当という名称で職員の退職手当に関する条例で規定しているものでございます。今回の雇用保険法が改正されましたので、この失業者の退職手当の規定を改正するものです。

雇用保険法の改正により、短期雇用者は特例一時金という手当の支給対象から除外となり、基本手当の支給対象になりますので、職員の退職手当の額と失業保険の額を比較するときに、こ

それを適正にできるように職員の退職手当に関する条例の一部を改正するものでございます。

お手元の新旧対照表をごらんください。

最初に、第10条第7項及び第8項は法改正による引用規定を整理するものでございまして、「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改めるものです。

次に、同条第11項第4号の改正も同様に、雇用保険法の就業促進手当の規定が第56条の2から第56条の3に繰り下がったので、「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改めるものでございます。

次のページをごらんください。

第14項でございます。先ほどと同様に雇用保険法の就業促進手当の規定が「第56条の2」から「第56条の3」に繰り下がったので、第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改めるものでございます。

なお、施行期日は公布の日から施行するものでございます。

また、経過措置を設け、この条例の施行の前日に職員であって退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職員であって、施行日以後引き続き職員であるものに対する改正後の同条例第10条第7項及び第8項の規定の適用については、なお従前の例によるものです。

今回の改正の要点は、職員が短期間で退職した場合などで退職手当の金額が雇用保険法の失業保険の額に比べて少額となるようなことがまれに生じた場合でも、適正に対応できるように改正するものでございます。

以上が職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○岡本重樹議長 次に、日程18、議案第50号「岬町保育の実施に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民福祉部理事兼子育て支援課長、南 康明君。

○南住民福祉部理事兼子育て支援課長 日程18、議案第50号、岬町保育の実施に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、児童福祉法の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものがございます。

今回の一部改正の主な内容といたしましては、上位法である児童福祉法の改正に伴う文言の修正でございます。

改正の内容といたしましては、次のページの改正案及び新旧対照表をあわせてごらんください。岬町の保育の実施に関する条例の一部を改正する条例(案)。

この条例の題名を「岬町保育所における保育に関する条例」に改め、第1条中「保育の実施」を「保育所における保育」に改め、また第2条の見出しを「(保育所における保育を行う基準)」に改め、同条各号列記以外の部分中「保育の実施」を「保育所における保育」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

なお、本件は厚生委員会に付託の予定と伺っています。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町保育の実施に関する条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○岡本重樹議長 次に、日程19、議案第51号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。住民福祉部理事兼保険年金課長、岡本 茂君。

○岡本住民福祉部理事兼保険年金課長 日程19、議案第51号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしまして、医療保険制度の安定的運用を図るため、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行に伴い、本条例に所要の改正を行うものであります。

今回の改正内容は、国民健康保険の財政基盤の強化、安定的運用を講じるための政令等の改正に基づく条項整備と特例措置の実施年度の延長及び法律名の改正です。

裏面をお開きください。あわせて別紙、新旧対照表をご参照ください。

岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)。

岬町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第10条各号列記以外の部分中「第72条の4」が削除されたことに伴い、条項を繰り上げ、「第72条の5」を「第72条の4」に改めます。

第12条の3第2号中「法第72条の4第1項の規定による繰入金、法第72条の5の規定による負担金」を「法第72条の4の規定による負担金」に改めます。これは、法第72条の4が削除され、それに伴う同条第1項の規定による繰入金もなくなったことから、前半部分を削除し、後半部分の法第72条の5の規定による負担金の条項を繰り上げ、法第72条の4の規定にするものです。

また、第14条の第1項及び第20条第1項第1号では、いずれも法律名の中で「租税条約」が「租税条約等」と「等」が入ったことによる改正です。

次に、附則第3項中、その見出し分を含めて「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度から平成25年度までの各年度」に改めるものです。これは基礎賦課額の特例実施年度の延長ですが、具体的には国及び都道府県が補助する事業及び高額医療を市町村が共同で負担する事業について、平成25年度まで延長するものということです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上が改正内容であります。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております岬町国民健康保険条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○岡本重樹議長 次に、日程20、議案第52号「監査委員の選任について同意を求める件」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程20、議案第52号、監査委員の選任について同意を求める件についてご説明をいたします。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条の規定により、議会の同意を求める。

提案理由といたしまして、監査委員、小坂 巍氏は平成22年6月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について議会の同意を求めるものであります。

住所、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2669番地。氏名、小坂 巍。生年月日、昭和8年1月1日。なお、学歴、経歴につきましては裏面に記載しておりますので、よろしくお願いたします。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

これより議案第52号「監査委員の選任について同意を求める件」を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○岡本重樹議長 満場一致であります。

よって、議案第52号は、これに同意することに決定しました。

---

○岡本重樹議長 お諮りします。

日程21、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」から日程22、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」、日程23、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」、日程24、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」までの4件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

よって、日程21、諮問第1号から日程24、諮問第4号までの4件を一括議題にすることに決定しました。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程21、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件でございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、四至本郁子氏は平成22年12月31日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は岬町淡輪1223番地、氏名は四至本郁子、生年月日は昭和16年10月7日でございます。学歴及び経歴につきましては裏面に記載しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、日程22、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件でございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、高木 勇氏は平成22年12月31日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は岬町深日1360番地、氏名は高木 勇、生年月日は昭和16年7月23日でございます。学歴及び経歴につきましては裏面に記載しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、日程23、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件でございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、高野秀美氏は平成22年12月31日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は岬町深日2592番地、氏名は高野秀美、生年月日は昭和12年5月1日でございます。学歴及び経歴につきましては裏面に記載していますので、よろしくお願いたします。

最後に、日程24、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件でございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、小畑信行氏は平成22年12月31日をもって任期満了となりますので、同氏を人権擁護委員の候補者として再推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は岬町多奈川谷川1608番地の2、氏名は小畑信行、生年月日は昭和33年1月25日でございます。学歴及び経歴につきましては裏面に記載していますので、よろしくお願いたします。

以上、人権擁護委員候補者4名の推薦について、よろしくお願いを申し上げます。

○岡本重樹議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

これより諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」を起立により採決します。

本件は、これを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○岡本重樹議長 満場一致であります。

よって、諮問第1号は、これを適任とすることに決定しました。

これより諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

これより諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」を起立により採決します。

本件は、これを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○岡本重樹議長 満場一致であります。

よって、諮問第2号は、これを適任とすることに決定しました。

これより諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

奥野 学君。

○奥野 学議員 高野さんの学歴のところで徳島県立平島中学校になっていますが、これで間違いないでしょうか、確認をお願いします。

○岡本重樹議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 履歴書の確認でございますけれども、ご本人からの申請がございまして、こういう学歴になっております。ご不審な点あると思いますけれども、その点につきましては調査してご報告いたしたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○岡本重樹議長 よろしいですか。

○奥野 学議員 はい。

○岡本重樹議長 お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

これより諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」を起立により採決します。

本件は、これを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○岡本重樹議長 満場一致であります。

よって、諮問第3号は、これを適任とすることに決定しました。

これより諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

これより諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件」を起立により採決します。

本件は、これを適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○岡本重樹議長 満場一致であります。

よって、諮問第4号は、これを適任とすることに決定しました。

○岡本重樹議長 次に、日程25、報告第1号「平成21年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件」について報告を求めます。総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 日程25、報告第1号、平成21年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越事業といたしましては、子ども手当準備事業ほか9事業となっております。これらの事業の多くが平成21年度の国の補正予算におきまして措置されたものとなっており、去る3月の定例会におきまして繰越限度額を設定し、平成22年度に明許繰り越しを行ったものでございます。

まず、子ども手当準備事業につきましては、本年6月から支給が開始されます子ども手当のシステム改修を行うもので、子ども手当準備事業費補助金を充当するものでございます。翌年度繰越額は419万円となっており、財源内訳といたしましては、平成22年度に収入予定の未収入特定財源といたしまして国庫支出金419万円となっております。

次に、新型インフルエンザワクチン接種費負担軽減事業につきましては、低所得者が負担する実費相当額について公費負担を行うもので、低所得者ワクチン接種費用負担軽減事業補助金を充当するものでございます。翌年度繰越額は1,197万9,000円となっており、財源内訳といたしましては、平成22年に収入予定の未収入特定財源といたしまして府支出金898万4,000円、一般財源299万5,000円となっております。

し尿処理施設整備事業につきましては、老朽化が著しいばっき槽の改修を行うもので、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を充当するものでございます。翌年度繰越額は1,000万円となっており、財源内訳といたしましては、平成22年度に収入予定の未収入特定財源といたしまして国庫支出金957万1,000円、一般財源42万9,000円となっております。

漁港整備事業につきましては、大阪府が実施する深日漁港・小島漁港改修事業に伴う負担金に係るもので、漁港整備事業債及び地域活性化・公共投資臨時交付金を充当するものでございます。翌年度繰越額は575万3,000円となっており、財源内訳といたしましては、平成22年度に収入予定の未収入特定財源といたしまして国庫支出金454万5,000円、地方債は平成21年度収入済みの既収入特定財源4万円及び平成22年度収入予定の未収入特定財源70万円、一般財源46万8,000円となっております。

町道整備事業につきましては、岬海岸番川線ほか町内8路線の道路改修を行うもので、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を充当するものでございます。翌年度繰越額は4,902万7,

000円となっており、財源内訳といたしましては、平成22年度に収入予定の未収入特定財源といたしまして国庫支出金4,852万7,000円、一般財源50万円となっております。

橋りょう整備事業につきましては、中孝子1号橋の改修を行うもので、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を充当するものでございます。翌年度繰越額は84万円となっており、財源内訳といたしましては、平成22年度に収入予定の未収入特定財源といたしまして国庫支出金69万7,000円、一般財源14万3,000円となっております。

駅舎バリアフリー化事業につきましては、南海電気鉄道株式会社がみさき公園駅舎エレベーター、手すり、障害者用トイレ等を設置する経費に対して町が助成するもので、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当するものでございます。翌年度繰越額は1億3,000万円となっており、財源内訳といたしましては、平成22年度に収入予定の未収入特定財源といたしまして国庫支出金9,833万5,000円、一般財源3,166万5,000円となっております。

全国瞬時システム整備事業につきましては、対処に時間的余裕がない大規模な自然災害等に対応するための整備事業で、防災情報通信設備整備事業交付金を充当するものでございます。翌年度繰越額は945万円となっており、財源内訳といたしまして、平成22年度に収入予定の未収入特定財源といたしまして府支出金942万円、一般財源3万円となっております。

小学校耐震補強事業につきましては、各小学校普通教室棟及び多奈川小学校体育館の耐震補強に係るもので、地域活性化・公共投資臨時交付金及び小学校整備事業債を充当するものでございます。翌年度繰越額は2億6,440万円となっており、財源内訳といたしましては、平成22年度に収入予定の未収入特定財源といたしまして国庫支出金1億5,731万2,000円、地方債1億690万円、一般財源18万8,000円となっております。

最後に、河川災害復旧事業につきましては、昨年11月の豪雨により町内河川の護岸の一部が崩壊し、被災箇所を復旧するための経費でございます。翌年度繰越額は1,080万円となっており、財源といたしまして一般財源となっております。

以上でございます。

○岡本重樹議長 総務部長の報告が終わりました。

ただいまから質疑を受けます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○岡本重樹議長 質疑なしと認めます。

これをもって平成21年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件を終わります。

---

○岡本重樹議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

各常任委員の皆さんには、委員会付託分の審議についてよろしくお願いをいたします。

次の会議は、6月18日午前9時30分から開催予定の議会運営委員会終了後に開催予定の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午後1時58分 散会)



以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成22年6月2日

岬町議会

議 長 岡 本 重 樹

議 員 竹 内 邦 博

議 員 川 端 啓 子